



行政相談員に名間武忠氏

3月末で任期満了となりました行政相談委員に、4月1日付で名間武忠氏が再任され、6月3日に町長室で、総務大臣からの委嘱状の交付がありました。名間氏の任期は、平成25年3月末までです。

行政相談委員は、国の行政機関等の業務に関する国民からの苦情を受けて、必要な助言を行い、また関係行政機関等にその苦情を通知し、その解決の促進を図ります。

道路・登記・税金・年金・郵便・労働などの問題でお困りの方は、お気軽にご相談ください。本町では、毎月第3水曜日の午前中に中央公民館で相談を受けています。

【お問合せ先】 総務課 内線139

税務課よりお知らせ

台風2号により農作物に被害を受けられた方へ

5月28日に襲来した台風2号により、葉たばこを始めとする農作物に多くの被害が報告されています。

知名町では、台風によって農作物に多大な被害を受けた方を対象に、住民税及び国民健康保険税の所得割額について徴収猶予または災害減免の措置を講ずることにしました。

申請を希望される方は、下記により手続きをされて下さい。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1. 対象者 | 農作物の被害額が平年の収入額（売上額）の30%以上になる方 |
| 2. 対象税額 | 住民税の所得割額
国民健康保険税の所得割額 |
| 3. 申請受付日 | 平成23年7月15日☑ 午前9時～12時 |
| 4. 受付会場 | 知名町中央公民館ホール |
| 5. 提出書類等 | ①平成23年收入済み出荷証明書
②罹災証明書（農政課）
③被害状況調査書（税務課）
④平成22年分確定申告書の写し（収支内訳含む） |
| 6. 適用条令等 | 知名町税条例・知名町災害による町税の減免条例・
知名町国民健康保険税条例・知名町国民健康保険税減免条例 |
| 7. 問い合わせ先 | 税務課 内線125~128 |